

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。

外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

(1) 軽減税率・対象品目

・軽減税率の対象品目として判断しにくいものについて以下にまとめました。

・添付資料〇「飲食料品の可否判定表」参照

(2) 一体資産とは

・おもちゃ付きのお菓子のよう、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、全体の価格のみが提示されているものをいいます。  
・価格が税抜一万円以下のものかつ食品価額の占める割合が2/3以上。

(3) 外食やケータリングはなぜ対象とならないか？

Column ?外食やケータリングはなぜ対象とならないのか？

外食は飲食店などで食事の提供だけでなく、お客に飲食をさせるという役務が発生するため、単なる「飲食料品」の譲渡とはみなされず、軽減税率の対象外となります。飲食店などで購入しテイクアウトするものは、単なる飲食料品の譲渡のため軽減税率の対象となります。

ケータリングは指定された場所で料理を行い、飲食料品を提供するという役務が発生するため、単なる「飲食料品」の譲渡とはみなされず、軽減税率の対象外となります。出前、宅配サービスを利用する場合は、単に飲食料品を届けるだけのため軽減税率の対象となります。

軽減税率が適用されるかどうかは、飲食料品を提供する時点で判定されます。フードコート等の飲食店でその場で食べる予定で購入する場合は、標準税率10%となり、テイクアウトする予定で購入する場合は、軽減税率8%が適用されます。

項目	内容	軽減税率対象	判断理由
酒類	食品の原材料用のワイン	×	酒税法に規定する酒類に該当
	みりん・料理酒	×	
	みりん風調味料(アルコール度数一度未満のもの)	○	
	ノンアルコールビール・甘酒(アルコール度数一度未満のもの)	○	
	酒類を原料とした菓子	○	
健康食品	栄養ドリンク(医薬部外品)	×	食品に該当しない
	栄養ドリンク(医薬品)	×	
	上記以外の栄養ドリンク	○	
ペットフード	ペットフード	×	人の飲用に供されないため該当しない
苗木・種子	栽培用の植物や種子	×	人の飲用に供されないため該当しない
	おやつや製菓の材料用の種子(かぼちゃの種など)	○	人の飲用に供されるため該当する
容器	飲食料品の販売に付帯して通常必要なものとして使用される容器	○	飲食料品の販売に付帯し必要なものとして軽減税率適用対象の「飲食料品の譲渡」に該当する
	贈答用の包装など包装材料に別途対価を定めている場合の包装材料等	×	包装材料は「飲食料品の譲渡」に該当しない
	菓実の販売などに用いられる桐箱等の容器	○	飲食料品の販売に付帯し必要なものとして軽減税率適用対象の「飲食料品の譲渡」に該当する
	お菓子の包装紙の仕入	×	飲食料品に該当しない
廃棄	賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡	×	人の飲用に供されないため該当しない

◎よつ葉生協の「くらら」、日生協、業者チラシの具体的な商品の税率は次回お知らせします。